

持込ニュース23 No.37

本紙は持込事業者の皆様にお届けしています

令和元年10月15日発行
東京二十三区清掃一部事務組合
施設管理部管理課 >>23<<

10月は不適正搬入防止月間です。

清掃一組では、10月を「不適正搬入防止月間」に位置付け、23区と連携し、搬入物検査の強化など不適正ごみの搬入を防止するための取組を行います。
今号では、ごみを持ち込む際の注意事項をお知らせします。

防止月間中は、チラシの配布やのぼり旗の掲示をしています。

ストップ・ザ・水銀！
不適正ごみ搬入禁止
>>23<<



水銀混入ごみは絶対に持ち込まないでください

事業活動に伴って排出された水銀混入ごみは、**産業廃棄物**です。
清掃一組の処理施設には、**絶対に持ち込まないでください。**



清掃工場のお兄さん

受入基準の遵守をお願いします

清掃一組では処理施設へ持ち込むことができる廃棄物の受入基準を定めています。
清掃一組の受入基準を満たさない不適正ごみは、処理施設の停止の原因となる場合があります。
受入基準の遵守をお願いします。受入基準は、ホームページでご確認ください。

(掲載場所)

清掃一組ホームページ→持込事業者様へ→事業系一般廃棄物の持込みについて

<https://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/>



たんす
(長尺物)



布団
(長尺物)



養生シート
(産業廃棄物)

左の写真のような、受入基準を超えるサイズのごみや、産業廃棄物は清掃工場に持ち込めないよ！



くみちゃん

【受入基準についての問合せ】

搬入指導係 ☎03-6238-0731

大田清掃工場からの搬出時に、

京浜島つばさ公園大通りの通行が可能になりました

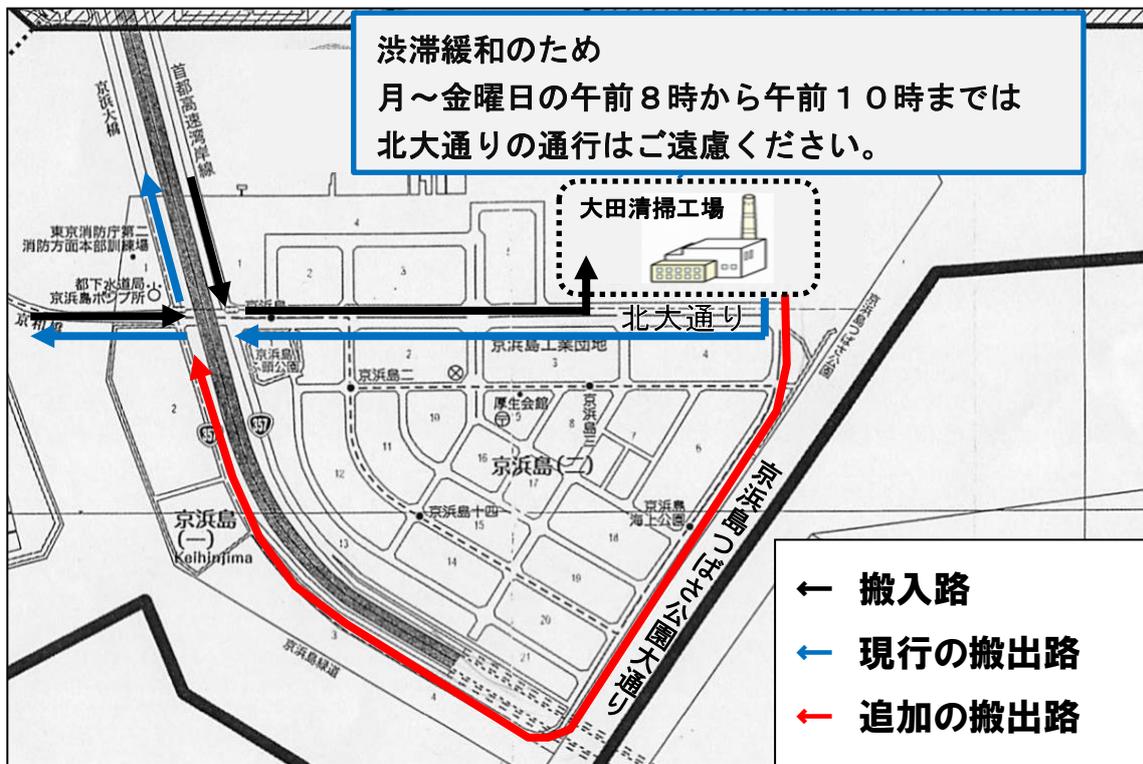
現在、大田清掃工場からの搬出は北大通りを経由していますが、357号線及び昭和島への交差点の渋滞を緩和するため、現行の搬出路に加え、令和元年10月1日から下図のとおり京浜島つばさ公園大通りから357号線へ向かう搬出路を追加します。また、利用時間帯で搬出路が変わります。

ご協力の程よろしくお願いたします。

1 時間帯別搬出路（令和元年10月は試行期間とし、11月から本格実施します。）

時間帯	経路
月～金曜日の 午前8時から午前10時	京浜島つばさ公園大通りから357号線へ
土曜日・その他の時間帯	北大通りから357号線や昭和島へ 又は 京浜島つばさ公園大通りから357号線へ

2 搬入出路



【問合せ】大田清掃工場 TEL 03-3799-5311

港清掃工場の搬出経路の遵守について、ご協力ありがとうございます

前号（No.36）にて、港清掃工場からの搬出（復路）経路の遵守についてご協力をお願いしたところ、その後の調査で、多くの車両が適切な経路で搬出するようになったことを確認しました。ドライバーの皆様のご協力に感謝いたします。引き続き、適切な経路での搬出をお願いいたします。

発行 東京二十三区清掃一部事務組合 施設管理部管理課 搬入承認・手数料係
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号 東京区政会館13階
TEL 03-6238-0826 FAX 03-6238-0740

印刷物登録
令和元年度 第63号